

平成27年9月14日

小規模多機能型居宅介護事業所 管理者 様

総社市長 片岡 聡 一

( 公 印 省 略 )

自己評価及び外部評価等の取扱いについて (通知)

日頃から、本市介護保険行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成27年度以降の指定小規模多機能型居宅介護事業所の自己評価及び外部評価等の取扱いについては、平成27年3月27日付老振発第0327第4号厚生労働省老健局振興課長及び老老発第0327第1号厚生労働省老人保健課長通知「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第85条第1項（第182条第1項において準用する場合を含む。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について」において示されました。

つきましては、厚生労働省通知及び下記事項に御留意のうえ、実施ガイド等を参考に自己評価及び外部評価等に取り組みますようお願いいたします。

記

1 評価の実施方法について

(1) 自己評価について

- ① 地域密着型サービス基準条例により配置が義務付けられている全ての従業者が自ら提供するサービス内容について振り返りとして行う自己評価(スタッフ個別評価)を実施すること。
- ② 各自が取り組んだスタッフ個別評価を持ち寄り、管理者、計画作成担当者、看護職員、介護職員等が参加する事業所全体のミーティングにより、従業者が相互に事業所が提供するサービス内容について振り返りを行う自己評価(事業所自己評価)を実施すること。

(2) 運営推進会議における評価について

- ① 事業所自己評価で取りまとめた当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について、運営推進会議に報告した上で、利用者、市職員、地域住民等、第三者からの意見を得ることにより、新たな課題や改善点を明らかにし、サービスの質の向上を図る

とともに、地域包括ケアの中で当該事業所が果たすべき役割を明らかにしていくよう努めること。

- ② 運営推進会議における評価を行う場合には、市職員又は地域包括支援センター職員、サービスや評価について知見を有し公正・中立な第三者(事業者団体関係者、学識経験者、外部評価調査員研修修了者等)の立場にある者の参加が必要である。これらの者について、出席が困難な場合であっても、事前に資料を送付し得た意見を運営推進会議に報告する等により、一定の関与を確保すること。

- (3) 様式等については、平成27年3月27日付で厚生労働省から示された参考様式を使用すること。

○ 小規模多機能型居宅介護

- ・ スタッフ個別評価(別紙2-1)
- ・ 事業所自己評価(別紙2-2)
- ・ 地域からの評価(別紙2-3)
- ・ サービス評価総括表(別紙2-4)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業所の評価結果報告の流れ

- (1) 事業所ごとに自己評価を実施し、運営推進会議で公表を行い委員から評価を受けた後、下記の書類を長寿介護課まで提出する。

【提出書類】

- ① 事業所自己評価(別紙2-2)
- ② サービス評価総括表(別紙2-4)

※運営推進会議を開催した日から1か月以内に提出をしてください。

3 評価結果等の公表について

- (1) 市役所、地域包括支援センターは、評価結果等をファイリングし、市民等の求めに応じて閲覧できるようにする。
- (2) 事業所は、評価結果等を
- ① 事業所内の見やすい場所に掲示する、自ら設置するホームページ上に掲示するなどの方法により、広く開示すること。
  - ② 利用者又は利用者の家族へ手交若しくは送付等により提供を行うこと。
- (3) 当該サービスの利用を希望する者による事業所の選択に資するために、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムへの掲載をすること。

#### 4 実施頻度

(1) 既存事業所

各年度（4月1日から翌年3月31日まで）内に1回、毎年実施し、その結果を市に提出すること。

(2) 新規事業所

事業所の指定が属する年度の翌年度中に自己評価及び外部評価を実施し、評価結果を市に提出すること。

その後の実施頻度は、「(1) 既存事業所」と同様とする。

総社市 保健福祉部 長寿介護課 介護保険係 〒719-1192 総社市中央1-1-1 TEL 0866-92-8369 FAX 0866-92-8385 E-mail choju@city.soja.okayama.jp
---